

8 地下水の水質の浄化措置命令に係る測定点及び浄化基準

(水質汚濁防止法施行規則第9条の3)

(1) 測定点

	地下水の利用等の状態	測定点
1	人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。）	井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口
2	水道法第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合	原水の取水施設の取水口
3	災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供される水の水源とされている場合	井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口
4	水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合	地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口

(2) 浄化基準（単位：mg/L）

有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003(カドミウム)	1,1-ジクロロエチレン	0.1
シアン化合物	検出されないこと	1,2-ジクロロエチレン	0.04
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1
鉛及びその化合物	0.01(鉛)	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
六価クロム化合物	0.05(六価クロム)	1,3-ジクロロプロペン	0.002
砒素及びその化合物	0.01(砒素)	チウラム	0.006
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005(水銀)	シマジン	0.003
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01
トリクロロエチレン	0.03	セレン及びその化合物	0.01(セレン)
テトラクロロエチレン	0.01	ほう素及びその化合物	1(ほう素)
ジクロロメタン	0.02	ふつ素及びその化合物	0.8(ふつ素)
四塩化炭素	0.002	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10(亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,2-ジクロロエタン	0.04	塩化ビニルモノマー	0.02
		1,4-ジオキサン	0.05

備考 検定方法

水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法
(平成8年環境庁告示55号)